

## 平成 29 年度事業計画

戦後造成した人工林の多くが本格的な利用期を迎える中で、この豊富な森林資源を循環利用しながら、木材需要の創出・拡大と国産材の安定供給体制の整備を車の両輪にして、林業の成長産業化を実現させることが急務となっている。

これに向け、昨年は、森林・林業基本法に基づく新たな「森林・林業基本計画」が、今後 5 年間の森林・林業政策の指針として策定されたほか、通常国会で森林法等の一部が改正され、木材の安定供給や施業集約化の円滑化のための新たな法的枠組がつけられた。

一方、国有林野事業は、一般会計への移行から 5 年目を迎え、公益重視の管理経営、林業の成長産業化への貢献が求められる中で、一貫作業システムの実証等による低コスト化の取組をはじめ、民国連携、地元の地方公共団体との連携などを進めていくこととしている。そうした中で、平成 29 年度予算においては「農泊」の取組と連携し、国有林としても、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察等国民の保健休養の場を提供してきた「レクリエーションの森」について、外国人を含む旅行者に向けた P R を積極展開することとし、情報発信や施設の改修、修景伐採等を実施し、山村地域における観光資源としての活用を進めていくこととしている。また、地方自治体や地域の観光協会と連携を図りながら、地元の関係者の観光に向けた熱心な取組に対し、集中的な支援を行うこととしている。

このような状況の中で、当協会においては、「森林のレクリエーション利用に関する調査研究・普及啓発、人材の育成等の事業を行い、もって森林のレクリエーション利用の推進と林業経営の活性化に寄与するとともに、農山村地域社会の振興、発展に資する」という当協会の目的の達成に向け、以下の事業に取り組むものとする。

## 1 森林のレクリエーション利用に関する調査研究事業

### (1) 調査研究の推進

森林の総合的利用、国有林野の利活用等に関する調査研究を推進する。特に、森林環境教育の推進、山村地域における観光資源としての森林の活用等に関する調査研究の受注に努める。

### (2) 調査研究会等の開催等

調査研究の課題に即して調査研究会等を設けるとともに、関係省庁、関係団体、会員等が主催する研究会等に積極的に参加し、その成果の活用を図る。

### (3) 参考図書の発行・普及

調査研究の成果等を踏まえて、森林のレクリエーション利用等に関する参考図書を発行するとともに、その普及に努める。また、既刊の「森林・林業体験の基礎」、「森林環境教育アクティビティ・プログラム集」、「みちかな里山のアクティビティ集」、「『森のようちえん』アクティビティ集」、「小学校で役立つ自然とみどりのアクティビティ集」、「森で行う園外保育 森のようちえん」等の普及に努める。

## 2 森林のレクリエーション利用に関する普及啓発事業

### (1) 情報の収集・提供等

#### ① 機関誌（情報誌）の発行・配布

機関誌（情報誌）「森林レクリエーション」を発行し、会員等に配布する。発行に当たっては、ニーズに即して森林レクリエーション活動、地域振興、森林環境教育等に関する事例を特集するなど、その内容の充実に努める。

#### ② 適時適切な情報提供

森林のレクリエーション利用等に関する各種情報を収集し、会員等に対し適時適切な情報の提供に努める。また、ホームページの活用・充実を図るとともに、フェイスブック等の SNS を活用し積極的な情報発信に努める。

(2) 森林レクリエーション地域美化活動コンクールの刷新

これまで森林レクリエーション地域において美化活動を行うボランティア団体を顕彰してきたところであるが、美化活動の枠を超え、広く森林レクリエーション地域の利用環境の向上に寄与する活動を行っているボランティア団体を顕彰の対象とするコンクールに刷新することとし、コンクールの名称及び審査基準の見直しの検討を行うとともに、第30回目のコンクールを実施する。

(3) 研修会の開催

① 全国研修会

森林の総合的利用の推進等をテーマとして、「第31回森林レクリエーション全国研修会」を開催する。

② 支部研修会

支部ごとに地域に即した研修会を開催する。

(4) 森林環境教育ネットワーク事業

森林に対する国民の理解を深める機会として、また、青少年の体験活動の場としても重要な課題となっている森林環境教育の推進を図るため、活動団体等のネットワーク化を図るためのウェブサイトの運営、メールマガジンの配信、パンフレットの配布等の活動を実施する。

(5) 子ども樹木博士認定活動への支援

「子ども樹木博士認定活動推進協議会」の事務局として、機関誌の発行、実施団体の登録、インストラクターの紹介、資料・情報の提供等の活動を支援する。

(6) 森林共生フォーラムの活動への支援

「森林共生フォーラム」の事務局として、研究会や研修会の開催等の活動を支援する。また、開催が予定されている6月、8月、12月及び3月の研究会について、テーマ等に応じて会員の参加を募る。

(7) 他団体主催行事への支援

日比谷公園で開催される「森と花の祭典—みどりの感謝祭」等の他団体主

催行事について、その開催趣旨等を踏まえて支援する。

### 3 森林インストラクター等人材育成事業

#### (1) 森林インストラクター養成講習の実施

森林インストラクターの資格試験を受けようとする者の知識や技能の水  
準の向上を図るため、「森林」、「林業」、「森林内の野外活動」及び「安全及  
び教育」の全4科目について講習を実施する。(平成17年度から、いわゆる  
環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣並びに環  
境大臣の登録を受けて実施)

#### (2) 森林活動ガイド養成事業

自然体験活動の指導者の確保が求められていることなどを踏まえ、「森林  
活動ガイド」を養成するため、森林活動ガイド養成講習会、森林インストラ  
クター養成講習に併せた講習会及び他団体との連携による講習会の開催に  
努める。

### 4 森林インストラクター資格認定事業

森林・林業に関する国民の理解の増進、山村地域におけるレクリエーション  
的資源の利活用を通じた地域振興等に資するとともに、森林環境教育の必要  
性の高まりなどに対応するため、森林インストラクターの資格試験を実施す  
る。実施に当たっては、実施会場等について検討するとともに、会員等の協力  
も得ながら積極的な広報等に努める。(平成17年度から、いわゆる環境教育  
等促進法に基づく「人材認定等事業」として農林水産大臣並びに環境大臣の登  
録を受けて実施)

### 5 陳情、要請等の活動

(1) 森林レクリエーション事業の実施に当たっての会員からの要望等につい  
て、関係方面への陳情、要請等を行うとともに、森林・山村地域の振興に寄  
与するため、森林・林業、観光・レクリエーション、農山村地域振興等の関  
係団体との連携に努める。

(2) 森林のレクリエーション利用、国有林野の利活用、森林資源を活用した地域振興等について、会員からの照会や相談等に対し適切な対応に努める。

(3) 森林のレクリエーション利用、森林環境教育等の事業に関する新たな取組について、関係機関と連携を図りつつ検討し、積極的な対応に努める。

## 6 組織の拡充・強化

森林のレクリエーション利用に関する調査研究等の諸活動、関係機関との連携、情報の収集・提供等に努める中で、会員の確保・拡大に努める。

## 7 公益目的支出計画の適切な実施

一般社団法人への移行の要件である「公益目的支出計画」について、財務事情等を勘案しつつ、適切に実施する。